



豚熱発生予防対策の強化徹底をお願いします

7月30日から本県でも豚熱ワクチンの接種が開始されました。ワクチン接種により豚熱感染リスクの一定の低減が期待できますが、①接種した豚でも必ず十分な抗体を獲得できるとは限らないこと、②子豚へは母豚からの移行抗体が切れる時期に接種する必要があるが、移行抗体が切れる時期は個体により異なるため、全ての子豚への適期接種は困難であり、一時的に抗体を持たない子豚が一定数存在しうることから、ワクチンは豚熱ウイルス感染を完全に防げるものではなく、併せて飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、ウイルス侵入を阻止する必要があるとの認識が必要です。

昨年未から、他県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱発生が継続していることを受け、拡大豚熱疫学調査チームにおいて今後の発生予防対策がまとめられました。豚飼養者の皆様におかれましては、以下の点に留意して、引き続き飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いいたします。

○適切な車両消毒の実施

・タイヤの溝等に汚染した泥、有機物等が残っていた場合、消毒ゲートや消石灰帯のみでは十分な消毒効果が得られないため、十分な圧力がある動力噴霧器等でタイヤの溝に付着した泥等を予め除去したうえで、消毒を行う。

○豚舎毎の作業着・長靴・手袋の交換及び交差汚染防止

・豚舎毎に作業着・長靴・手袋を交換するとともに、すのこや腰掛程度の高さのある台を設置し、それらを越えて履き替え行うなど、交換前後の動線が交差しないような物理的な措置を講じる。

(※飼養衛生管理基準において、豚舎毎の専用作業着の着用は大臣指定地域のための措置ですが、本県も近日中に指定地域となる見込みです)

・豚舎内で使用する敷料を保管する際は、ブルーシートや建屋で覆い、野生動物や野鳥の接触がないように徹底する。

○免疫を獲得していない豚群への対応

・豚舎に出入りする際の長靴・作業着の交換、手指や一輪車の消毒を徹底する。
・野鳥侵入防止のため、豚舎開口部には防鳥ネットを設置する。
・離乳豚、肥育豚の健康観察と、異状が認められた際は早期通報する。

○消毒液の選択及び交換頻度

- ・消毒薬は適切な種類・濃度で使用する。また、土壌や糞便等の有機物の混入により消毒効果が減弱するため、汚れがなくとも定期的に交換する。

○農場内作業動線及び作業手順

- ・豚舎間で豚を移動する際は、屋外の通路や敷地内を未消毒で歩かせたりせず、可能な限り消毒済みのケージ等を利用する。

○教育訓練等

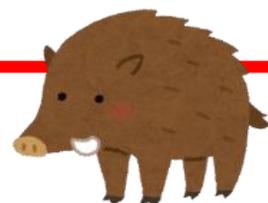
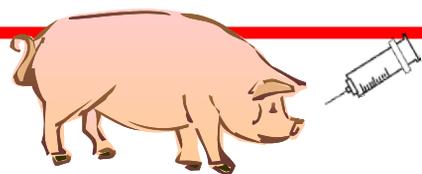
- ・確実かつ従業員間で統一された衛生対策を実施するために、定期的な教育や訓練を実施するとともに、衛生対策の実施状況を把握するため、消毒薬の交換記録簿を作成するなど、実施状況の確認手段を設ける。

○適切な豚熱ワクチン接種

- ・農場は、ワクチンが有効に機能しなかった場合に、接種時の状況を確認して原因究明ができるように、接種日・接種者等を記録する。
- ・接種適期は家畜保健衛生所の実施する免疫付与状況確認検査の結果だけでなく、離乳期から肥育期に係る豚舎移動の時期及びそれぞれの豚舎での暴露リスクを踏まえて検討する必要があるため、家畜保健衛生所による立入検査など必要な指導を確実に受けること。

○野生イノシシの陽性確認を踏まえた農場侵入リスクの認識

- ・野生イノシシの侵入を防ぐため、確実に防護柵を設置すること。
- ・陽性イノシシそのものではなく、他の野生動物等を介して農場にウイルスが侵入する可能性もあるので、近隣でのイノシシ確認の有無に関わらず、周辺環境中に存在するウイルスの侵入リスクが高いことを認識し、衛生管理区域・各豚舎における衛生管理を徹底すること。



三八地域県民局地域農林水産部 八戸家畜保健衛生所
TEL: 0178-27-7415 FAX: 0178-27-7418
夜間・土日祝祭日の場合は、家保携帯 090-7069-7714